

## 第3回（仮称）地域自治に関する条例検討懇話会 会議概要

- 日 時 2022年（令和4年）10月13日（木） 10：00～12：00
- 会 場 市役所5階 第4会議室
- 出 席 懇話会メンバー 工藤純一、磯部保和、瀬田敦子、石井達郎、三原宏隆、  
田宮知義（敬称略）  
アドバイザー 出石稔（敬称略）  
市出席者 石井聡市民協働部次長、西久美子市民協働係長（記録）、  
今野仁介市民協働課主事
- 欠 席 懇話会メンバー 石井伸雄（敬称略）
- 配布資料
  - 資料1 5つの論点についての整理
  - 資料2 （仮称）地域自治に関する条例の制定スケジュール（案）  
逗子市住民協議会条例案（田宮メンバーからの資料）

### ○議事

#### 1.（仮称）地域自治に関する条例について

##### 1 地域づくり計画

（座長）

- ・事務局がつくった素案をもとに検討を進めたい。

（市民協働部次長）

- ・1つ目の論点は地域づくり計画である。2つの住民自治協議会は計画を作成し、それをもとに活動が進められている。他の2つについては計画がなくても事業運営ができています。
- ・第1項で「地域づくり計画を策定することができる」として条例に地域づくり計画を明記し、地域づくり計画の策定が住民自治協議会の権限として位置付けることとした。
- ・第2項では、市が地域で活動するときに、地域づくり計画を尊重するという努力義務を規定した。この規定がないと既に策定されている地域づくり計画は任意に作ったものとなり、策定を義務付けてしまうと、そこまでやる必要がないと考える住民自治協議会に対し過大な負荷をかけてしまう。

（メンバー）

- ・計画のある地域とない地域の格差について説明しないのか。

（市民協働部次長）

- ・そもそもそれぞれのやり方があって良い。必ずしも明文化された計画がなくても良いという幅がある考え方である。

（メンバー）

・地域ごとで良いと思う。住民自治を規定するもので、住民自治は地域ごとに特性がある。行政計画のようにフレームをつくるべきではない。

(市民協働部次長)

・第1回の会議で住民自治協議会の方向性を5つ申し上げた。事業の実行性や代表性などとあわせて計画性があり、地域のビジョンに基づいて行動していくと説明した。ビジョンが計画として共有されているところもあれば総会の活動方針などが議事録に記載され、メンバーが合意している場合もある。そのような解説は逐条解説などに記載する必要はあるかもしれない。

(メンバー)

・地域づくり計画という言葉ではなく地域のための計画などとした方が抵抗はない。

(アドバイザー)

・要綱は規範ではないが、要綱に基づいて二つの地域で地域づくり計画を作られた。ポイントは要綱がなくなるということ。既に出来ている計画については、附則に「既に作成されている地域づくり計画は第〇条に規定されたものとみなす」という規定をすることになる。そうすれば既に作っている地域は改めて条例に基づいたものを作りなおす必要がない。出来ているものを位置づけなおすということである。地域づくり計画という名前に捉われる可能性は確かにある。地域づくりとは何かとならないために、名称は関係なく、地域自治に関する計画とすることもできる。2項で、市が計画を尊重する努力規定という説明があったが、果たして努力が良いのだろうか。尊重しなければならないは書きすぎなので、「尊重するようにしなければならない」という書き方がある。

### 3 市の役割

(市民協働部次長)

・財政支援、活動場所の提供、その他必要な支援措置とし、人的支援についてはその他必要な支援に含めている。もっと住民協を尊重したかたちで仕事が進められないかというご指摘があったが、こちらについては、いま改定が進められている総合計画において、計画全体の進め方を記している章に明記しようと考えている。

(メンバー)

・地域に関わることは住民協に情報を提供するということが行政の中に浸透していないと感じている。

・住民協を市全体がどうバックアップしていくのか、また、住民協の仕事を住民に分かってもらうためにこの会議に参加している。住民協の存在、住民協の役割が市民に認知されていない、そのために条例をつくり、みんなに分かってもらいたい。

・住民自治協議会が認知されにくいという懸念もあったが、我々が実績を積んでいけば分かってもらえると思った。行政は広報に力を入れ、認知度を上げてほしい。行政の中にも認知度がない。成り立ちから考えると行政が仕掛けてきたものだ。

(座長)

- ・要綱の目的を見ると、住民自治協議会の円滑な運営等を市が支援するとある。

(アドバイザー)

・もともと住民協は行政が仕向けたという意見があったが、だから要綱だった。条例になると、自治体のルールなので議会が修正や否決ができる。いま意見があった、市のシステムに住民協が位置付けられて一緒にやりたいということを出したいのであれば作り方を相当変えなければいけない。行政は相変わらず縦割りで、前例踏襲である。

・市民参加制度審議会の会長を務めていたが、過去に2度行政が条例に違反していた。公権力の行使を規定しているものに違反すると裁判になる。市民参加などは行政は軽く考えがちで、市民協働課はきちんと考えていても他の部局はそうはならないという縦割りと、前からこうやっていたという前例踏襲が見られる。ただ、条例には作り方があるので、目的を長く書くわけにはいかない。住民自治のルールの書くのであれば、前文あるいは基本理念を置くのはどうか。こういうことをやってこれを実現するというのが目的、それに対し、前文は心を書ける。ですます調のものもある。こういうふうにとり子市政を進め、住民協が関わるんだということを書ける。

#### 4 住民自治協議会の事業

(市民協働部次長)

・当初の要綱では限定的であったが、平成31年に交付金の要綱を改正したときに総合計画の柱に対応させる形に書き直した。書き直した言葉がだいぶ抽象的であったため、今回は具体的に書き直した。

(メンバー)

- ・こちらの方が分かりやすくて良い。
- ・「その他地域づくり計画に基づく事業」は削除した方が良いのではないかと。
- ・削除ではなく「地域づくりに関わる事業」「地域づくりに関する事業」としたらどうか。地域づくり計画を作っていない地域も可能な表現が良い。

(座長)

- ・方向性は良いと思う。

#### 5 住民自治協議会連絡会議

(市民協働部次長)

・住民自治協議会連絡会議とした。現行の要綱では、連絡会を市長が設置している。その主語を「協議会は」と変えて、住民自治協議会が主体となって連絡会議を運営していくかたちとした。双方での連携や全体としての活性化といった目的は変更していない。

(座長)

- ・ポイントは市ではなく住民自治協議会である。誰が責任者かということで、あるべき姿と

しては自分達で話題を作り、集まるということである。

(市民協働部次長)

・いままでは市長と相談し、いつ開催するか決定していたが、住民協の代表の指示を受け開催することになる。

(アドバイザー)

・この規定だと住民自治協議会の中に連絡会議を置くことになってしまう。主語が協議会ではなく、代表者会議のような書き方にすべきである。市は正規メンバーなのか参加することが出来るのか整理が必要である。

(メンバー)

・市は参加してもらった方が良い。

## 6 協議会の活動

(市民協働部次長)

・どういった活動ができるのかできないのか。また、活動に持ち込まれてはいけないものを整理した。第1項は地域住民を対象に事業を行うという大原則を書いている。第2項は政治宗教については住民協自体がその活動をしなないということを書き、新しく加えた第3項において住民が住民協にそのような活動を持ち込まないということを加えた。

(メンバー)

・久木住民協は会則の中に除名規定がある。住民協の運営自体に支障を来すものは承認をとって除名できることになっている。

(座長)

・条例に入れるべきことと、会則に入れるべきことがある。

(市民協働部次長)

・草案では、住民協の民主的な運営や透明性、閉じた組織ではないことを規定しており、やっではないことを入れにくい。最低限のやっではないことはあるが、それ以外はそれぞれの住民協で決めた方が良く考えた。

(メンバー)

・この言い回しで良いと思う。除名規定は会則で決めれば良い。

## 2 住民自治公議会の認定要件

(市民協働部次長)

・2点目の認定要件については二つの案を出した。案1は認定要件を外し、これが住民協だと定めている案だが、逗子小学校区に対しては施行日を住民協ができあがってから定める。認定を改めて行う必要はないが、認定の取り消しについても規定していない。また、逗子小学校区については、複数のブロックで住民協が立ち上がることも想定しているが、この規定だとそれが出来るかがテクニック上見えていない。案2は、現行の認定手続きを継承してい

るが、小学校区をいくつかに分けても良いと規定した。取り消しについても要綱と同様に規定している。

(メンバー)

・逗子小学校で複数のブロックから申請が上がった場合はどうなるのか。

(市民協働部次長)

・ある程度の地域のまとまりがあることを想定している。

(メンバー)

・住民協は地域の人のためであり、自治会のためではない。地域の人々を網羅できるようにその地域の自治会の長が住民協の会議に出席している。住民協は自治会に入っていない人を見ることが使命であると思っている。一つの自治会しか入っていても自治会に入っていない地域の人を含めるんだと考えれば、自治会の会員数で住民協の認定を決めるのはいかがかと思う。

・例えば、現在の住民協が二つに分かれる場合、どちらの案も可能なのか。

(アドバイザー)

・条例改正をすればどちらでも可能である。案2は地域の自主性に任せ、それにお墨付きを与えるという考え方である。地域主導でそれを行政が認めるかたちであり、建て前上、いくつあっても良い。逗子小学校区がなくても良い。案1は入口から制度化をするという考え方。逗子小学校区を書いておいて附則を定めているが、書かなくても良い。出来た時に議会で認めてもらうという方法である。制度としてこういう住民自治協議会があるんだとするのか、住民の範囲で作ることができる、やめることもできるとするのか。

(メンバー)

・市長が認定することができるかとあるが、届出だけではいけないのか。

(アドバイザー)

・届出を受けた市長は公示をするということもできる。認定ということは不認定もあり、公権力の行使になる。

(メンバー)

・市が認定をするということは、それなりの縛りが出てくる。認定により市を縛ることにもなり、このままで良いのではないか。

(座長) この議論をいま決定することはせず、前文を決めることにより自ずと決まってくる部分も多いと思う。

(メンバー)

・本日資料をお配りした。住民協についての前文、第1条は目的とした。住民による地域の活動を支援する、要望・意見をまとめる、地域の住民と行政のパイプ役を務めることが住民協の役割だと考えた。総合計画の個別計画をそれぞれの部署で担うために縦割りになっている。住民協を通すことで横につながる。一つ一つの個別計画が住民協を通すとまとまった

かたちになる。住民協の交付金は補助金的には使えないが、小さな団体が住民協に入り地域に参加を呼びかけることによって地域全体に活動が広まる。そういったことができるよう市がバックアップしてほしい。大きな自治会は全てそこで完結できるかもしれないが、その周りの人々のことを網羅するために住民協に参加してほしいと考えている。このようなことを踏まえた条例としたい。

(座長)

・行政の縦割りを変えることが難しければ、住民協によって横ぐしが通るというのは、素晴らしい発想だと思った。自治会には大小があり、大きいところは自己完結できるかもしれないが、小さいところでは困難な部分を住民協は助けることが出来る。

(メンバー)

・地域によってニーズはまちまちであり行政では対応できないので、そのために我々住民の力が必要である。

(市民協働部次長)

・住民協の制度を作るときに単位を8つにするのか、小学校区の5つにするのか、あるいは中学校区の3つにするのかという議論があったが最終的に5つとなった。その際、地域の団体に個別にお金を出していたのを出来る限りまとめ、自由度の高いものとした。現在も地域の運動会は字ごとにやっている。先日、池子地区の運動会に伺ったが、小学校区と字が一つなので体育会と住民協が協力してやっており、うまく回っていた。桜山となると逗子小学校区の桜山と沼間小学校区の桜山があり、ある意味での縦割りは制度上も残ってしまっている。

(座長)

・お配りいただいた資料にある「住民のつながりを強め、地域のための活動を推進し、地域の課題を地域で課題する」という部分が大変重要だと思う。

(アドバイザー)

・いまの部分の前文や基本理念になる部分である。目的はシンプルに、何をやって何を仕上げるか。基本理念は達成したい目標は何があって、それに向かってどうあるべきかを書く。例えば、「本市における地域づくりは、市と住民自治協議会がそれぞれの役割を踏まえ、相互に尊重のうえ推進されるものとする。」である。つまり、本市における地域づくりはこのように推進されるんだということを受動的に書くもの。もう一つは、「本市の行政運営のうち、地域づくりに関わる施策については、市と住民自治協議会が連携して行われるものとする。」である。こうすると、住民自治協議会がスルーされてしまうようなことは規定上なくなる。前文はもっといろいろと書いて良い。前文は法令用語に捉われないので、むしろ皆さんが書いてみたものをうまくつなげれば良い。繰り返すと、基本理念はあるべき姿にどう我々が向かっていくのかという書き方。「本市における地域づくりは〇〇されるものとする」という書き方が多い。前文は「この条例を制定する」というような書き方になる。せっかくなので前文は皆さんの思いを挙げてもらったらどうか。前文が置かれている条例は3つく

らいですか。

(市民協働部次長)

市民参加条例、男女平等参画、まちづくり条例かと思う。

(メンバー)

・前文を置くと一般の人が読んでも入りやすいので、入れた方が良いと思う。

(アドバイザー)

・前文は冒頭に思いを述べるもので、「だから条例を作るんだ」と宣言し、第1条が目的、第2条が基本理念、定義となる。定義が先の場合もある。基本理念より後に役割、責任と続く。

## 2、(仮称) 地域自治に関する条例の制定スケジュール

(市民協働部次長)

・資料2について説明する。あと半年で結論を出さなければいけない。年度当初のご説明では4回の懇話会と市民を交えたワークショップを1回とお話をしていたが、5回懇話会を行う必要があると考える。今回は第3回なので、あと2回の議論でなんとか結論を出したい。市民に対する説明は、パブリックコメントの期間中に意見をたくさんいただくことを目的に市の主催で開催してはどうかと考えている。皆さんにご参加いただき、こういう思いで懇話会として案を作ったと説明していただくのは構わないが、時期としては懇話会の議論が一通り終わってからでないとパブリックコメントや説明会は出来ない。懇話会で結論を出したものと市長がパブリックコメントとして出すものは完全に一致ではないかもしれないが、市の責任の中で説明会をし、5回目の懇話会をやってほしいということが今回のお願いになる。

(メンバー)

・今まで懇話会は2か月おきにやっていたが、資料のとおり1月に開催となると1か月おきになってしまう。2月に開催はできないのか。

(市民協働部次長)

・1月にするか2月にするかは、皆さんの日程調整のなかでどちらでも可能である。

(メンバー)

・市民説明会と並行してホームページなどで説明資料を公開してほしい。市民は条文だけ見せられても分からない。

(市民協働部次長)

・そこは工夫するようにする。

(座長)

・次回、12月5日の2週間くらい前には条例の全体像と前文案を確認したい。今日、確認しきれていないところについても全体像をみながら次回考えたい。11月11日までに事務局に前文案をいただき、11月21日に事務局から全体像をお送りするということとしたい。前

文案はこういう考え方をに入れてほしいというものでも構わない。

(メンバー)

- ・年度内に条例案を作るのか。

(市民協働部次長)

- ・予算は今年度限りのため、年度内にこの懇話会としての結論を出す。その後については、その時点で内部の意思決定がある。

(座長)

- ・以上をもって終了とする。